

以下は、アップルジャパン株式会社(以下「Apple」と表記します)がお客様の製品を修理する際の修理規定となります。

保証期間開始証明書

Apple製品保証修理の際には、保証書と同時にご購入時の領収書をご提示いただき、保証期間の確認を受けることが必要です。

1. Appleは、サービス見積書に記載の修理料金でお客様の製品を修理いたします(但し、修理料金はお客様の書面または口頭による同意によって改訂される場合がございます。)当該製品が保証適用の範囲内の場合、Appleは、本保証規定に基づき修理を履行致します。お客様には、製品保証書の提示等により、当該製品が保証修理の資格を有していることを証明していただく必要がありますのでご理解いただけますようお願い致します。お客様は、サービス見積書に基づき追加費用のご負担が必要となる場合がございます。この場合、お客様は消費税を含め追加料金の一切を負担するものとします。Appleは、お客様の製品修理を他のサービスプロバイダへ委託することができます。

2. お客様の製品が、保証規定に基づき有償修理となる場合は、お客様はサービス見積書に示した金額をAppleに支払うものとします。お客様の支払期限は、当該製品がお客様に返却されるときとします。他に規定がない場合は、検証料金には、すべての部品、技術料、および当該製品の修理に必要な運送料に適用される消費税を加えたものを含みます。Appleがお客様の製品を検査し、お客様に見積をご提供した後、お客様が見積費用での修理承認されない場合、Appleは、サービス見積書の検証料に消費税を加えた料金をお客様にご負担していただくことができます。また、お客様の製品を検証する過程でAppleが供給していない部品の故障、誤った使用方法、もしくは悪用によりAppleによる修理が困難であるとAppleが判断した場合は、当該製品を修理せずにお客様に返却することがございます。その際、サービス見積書の検証料に消費税を加えた金額をお客様に負担していただくものとします。

3. 依頼を受けた修理に関し、サービス見積書に明記されていない人件費等が必要となる場合、Appleは、改訂された見積の承認をお客様に對し求めることがあります。お客様が料金の改訂に同意されない場合、Appleは、製品をご返却し、お客様にはサービス見積書の検証料に消費税を加えた金額を負担していただく場合がございます。

4. お客様の製品保証に基づく製品修理に際し、Appleは、新品部品が修理規定に則り再生部品を使用することがございます。製品保証期間外の部品の修理においても新品部品か再生部品を使用することがございます。

5. Appleが保証条件に基づきお客様の製品を修理する場合、保証条件のみが適用されるものとします。お客様の製品が保証期間満了後に修理される場合Appleは、(1)当該修理が有能かつ熟練した方法で履行されること、および(2)お客様の製品を修理するために使用される部品はすべて、90日間材質上および製造上の瑕疵がないことを保証しますが、Appleが別途定める場合はこの限りではありません。お客様の製品の部品保証に関する情報は、Appleコールセンター0120-277535までお問い合わせいただくか、またはhttp://www.apple.com/jp/support/applecare_products/warranty/index.htmlをご参照いただくことにより取得することができます。部品に関する保証は、限定保証です。部品保証期間中、交換部品に瑕疵が存在する場合、Appleは、Appleの選択によって(1)当該部品を新品あるいは再生交換部品を使用して修理するか、(2)当該部品を新品あるいは同等の再生部品と交換するか、または(3)Appleが決定すれば当該部品の公正な市場価格の返還を行なうものとします。本保証および救済は、唯一であり、口頭あるいは書面のいずれかを問わず、明示あるいは黙示を問わず、当該修理部品に関するその他の保証、救済、条件にかわるものです。Appleは、特に、当該部品に関する一切の黙示保証をしないものとし、これには商品性、特定目的適合性に対する黙示の保証をしないことを含みますが、これらに限られません。Appleが本限定保証に基づき黙示保証を法律上有効に否認することができない場合、商品性および特定目的適合性に対する黙示保証を含む当該保証のすべては、本明示的限定保証の期間に制限されます。付随的もしくは結果的損害の制限、または黙示保証、条件の期間の制限を認められない場合、これらの制限はお客様には適用されません。修理部品に関する本明示的限定保証は、お客様に対し特定の法的権利を付与し、また、お客様は、法律に基づき異なる他の権利を有することがあります。

6. お客様の製品修理に際して、何らかの損害をお客様に与えた場合のAppleの責任は、Appleの過失あるいは他のいかなる理由を問わず、お客様が製品修理に支払った金額を上限とします。Appleは、利益損失や逸失利益などの間接、特別、懲罰的、結果的損害に対して、いかなる責任も一切負いません。また、Appleは、データの損失、破壊、またはソフトウェアアプリケーションについては一切の責任を負いません。本修理に基づき万一損害が発生した場合、Appleに請求できるのは、お客様が製品修理に対して支払った金額を超えない金額内に限定されます。

7. お客様が、ご自身の製品が修理されたことをAppleが通知した後60日以内にお客様の製品を引き取らず、かつ期限到来済みの料金をお支払いいただいていない場合、Appleは、お客様の製品が放棄されたものとみなすものとします。Appleは、お客様に対し、お客様が当該修理を承認したときに提出した住所宛に当該通知を行なうものとします。Appleは、お客様の製品を処分することができます、特にお客様に対する責任を負うことなく、お客様の製品を販売することができます。Appleは、未払の料金に対し、留置権を留保します。

8. サービスのためにAppleの修理拠点との運送中、お客様の製品が紛失または損害を受けた場合、かつ保証に基づき修理が行われていない場合、Appleは、お客様の製品の安全輸送に対する責任を負いません。ただし、Appleは、当該紛失または損害に関し責任を負う運送会社に追跡調査および請求を申し立てることによりお客様を援助するものとします。

9. 本条件は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。本条件のいずれかの条項が違法または施行できないと判断される場合、当該条項は、それ以降本条件の一部分ではなくなり、本条件は、当該条項が決してこれらの一部でなかったかのよりに履行を強制できるものとします。

10. 本条件は、Appleによるお客様の製品修理を規定する唯一の条件です。お客様がAppleに提出したいかなる注文条件を含む他の口頭または書面による条件は適用致しません。いかなる者も本規定を変更する権限をAppleより与えられていません。